



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
9月29日
第449号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

| | |
|---|----|
| ○ 規 則 | |
| ※滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (健康寿命推進課) | 1 |
| ※滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (健康寿命推進課) | 2 |
| ○ 告 示 | |
| 滋賀県営住宅の家賃の収納事務の委託 (住宅課) | 3 |
| ○ 公 告 | |
| 大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課) | 4 |
| 令和5年度前期技能検定合格者公告 (労働雇用政策課) | 6 |
| 基本測量終了公告 (監理課) | 12 |
| 公共測量実施公告 (監理課) | 13 |
| 都市計画案縦覧公告 (都市計画課) | 13 |
| 都市計画変更案縦覧公告 (都市計画課) | 14 |
| 大津湖南都市計画道路事業の公告 (都市計画課) | 15 |
| 環境影響評価準備書の縦覧公告 (都市計画課) | 15 |
| 環境影響評価準備書に係る説明会開催の公告 (都市計画課) | 16 |
| 落札者決定の公告 (モノづくり振興課) | 17 |
| ○ 公安委員会規則 | |
| ※滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則 (情報管理課) | 17 |
| ○ 病院事業庁規程 | |
| ※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正 | 18 |
| ※滋賀県病院事業会計規程の一部改正 | 18 |

規 則

滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第51号

滋賀県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県児童福祉法施行細則 (昭和61年滋賀県規則第28号) の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

| | | | |
|--|-------|--|------------|
| 申請する受給者証と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無 | | 有 (氏名・受給者番号) ・ 無 | を に |
| 申請する受給者証と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無 | | 有 (氏名・受給者番号) ・ 無 | |
| 小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日 | 年 月 日 | 【左欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他 () | |

改め、同様式中注6を注7とし、注5の次に注6として次のように加える。

6 小児慢性特定疾病医療費は、指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日の分から支給することができます。ただし、同日が申請日から1か月以上前である場合にあっては、申請日の1か月前の日（やむを得ない理由により当該診断した日から1か月以内に申請することができなかつた場合にあっては、申請日の最長3か月前の日）の分から支給することとします。ついては、小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日欄には、申請日にかかわらず、医療意見書に記載された診断年月日等、該当する年月日を記載してください。更新の場合は、原則として記入不要です。

別記様式第10号の2中

| | |
|--|---------------|
| 申請する受給者証と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無 | 有(氏名・受給者番号)・無 |
|--|---------------|

を

| | |
|--|---------------|
| 申請する受給者証と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無 | 有(氏名・受給者番号)・無 |
|--|---------------|

| | | |
|-----------------------------------|-------|---|
| 小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日 | 年 月 日 | 【左欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 <input type="checkbox"/> 医療意見書の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他() |
|-----------------------------------|-------|---|

に

改め、同様式注に次のように加える。

5 小児慢性特定疾病医療費は、指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日の分から支給することができます。ただし、同日が申請日から1か月以上前である場合にあっては、申請日の1か月前の日（やむを得ない理由により当該診断した日から1か月以内に申請することができなかつた場合にあっては、申請日の最長3か月前の日）の分から支給することとします。ついては、小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日欄には、申請日にかかわらず、医療意見書に記載された診断年月日等、該当する年月日を記載してください。更新の場合は、原則として記入不要です。

付 則

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第3号および別記様式第10号の2による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第52号

滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成26年滋賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

| | |
|--|---------------|
| 申請する受給者証と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無 | 有(氏名・受給者番号)・無 |
|--|---------------|

を

| | |
|--|---------------|
| 申請する受給者証と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無 | 有(氏名・受給者番号)・無 |
|--|---------------|

| | | |
|-----------------------------|-------|---|
| 特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日 | 年 月 日 | 【左欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 <input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他() |
|-----------------------------|-------|---|

に

改め、同様式中注6を注7とし、注5の次に注6として次のように加える。

6 特定医療費は、指定医が重症度分類を満たしていると診断した日または軽症者特例の基準を満たした日の翌日の分から支給することができます。ただし、これらの日が申請日から1か月以上前である場合にあっては、申請日の1か月前の日（やむを得ない理由によりこれらの日から1か月以内に申請することができなかつた場合にあっては、申請日の最長3か月前の日）の分から支給することとします。ついては、特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日欄には、申請日にかかわらず、臨床調査個人票に記載された診断年月日等、該当する年月日を記載してください。更新の場合は、原則として記入不要です。

別記様式第10号中

| | |
|--|---------------|
| 申請する受給者証と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無 | 有(氏名・受給者番号)・無 |
|--|---------------|

を

| | | |
|--|-------|---|
| 申請する受給者証と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者の有無 | | 有(氏名・受給者番号)・無 |
| 特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日 | 年 月 日 | 【左欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】 <input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他() |

に

改め、同様式注に次のように加える。

- 5 特定医療費は、指定医が重症度分類を満たしていると診断した日または軽症者特例の基準を満たした日の翌日の分から支給することができます。ただし、これらの日が申請日から1か月以上前である場合にあっては、申請日の1か月前の日(やむを得ない理由によりこれらの日から1か月以内に申請することができなかった場合にあっては、申請日の最長3か月前の日)の分から支給することとします。については、特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日欄には、申請日にかかわらず、臨床調査個人票に記載された診断年月日等、該当する年月日を記載してください。更新の場合は、原則として記入不要です。

付 則

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第3号および別記様式第10号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第350号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県営住宅の家賃の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 弁護士法人ライズ総合法律事務所 東京都千代田区日本橋三丁目9番1号
- 2 委託事務の内容 滋賀県営住宅の退去滞納者の滞納家賃に係る回収業務
- 3 委託期間 令和5年8月7日から令和6年3月31日まで
- 4 収納の方法 弁護士法人ライズ総合法律事務所名義の本業務専用決済用預金口座への銀行振込により収納する。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 西友水口店 甲賀市水口町水口6084番地1
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (1) 変更前 有限会社さんぼうどー 甲賀市水口町水口5555 代表取締役 井用貴也ほか9者
 - (2) 変更後 有限会社さんぼうどー 甲賀市水口町名坂90番地 代表取締役 井用貴也ほか11者
- 3 変更年月日 令和2年1月24日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の新規出店または住所等の変更のため
- 5 届出年月日 令和5年9月11日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 - 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 - 甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地
 - (2) 縦覧期間 令和5年9月29日から令和6年1月29日まで

7 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 令和6年1月29日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 西友八日市店、テニー 東近江市八日市緑町9番30号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表取締役 大久保恒夫ほか9者
 - (2) 変更後 株式会社西友 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号 代表取締役 大久保恒夫ほか8者
- 3 変更年月日 令和5年5月8日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の退店または住所の変更のため
- 5 届出年月日 令和5年9月11日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号
 - (2) 縦覧期間 令和5年9月29日から令和6年1月29日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和6年1月29日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 西友長浜楽市店 長浜市八幡東町9番1号
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表取締役 大久保恒夫
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 藤久株式会社 愛知県名古屋市中東区高社1-210 代表取締役 堤智章ほか13者
 - (2) 変更後
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社西友 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号 代表取締役 大久保恒夫
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 藤久株式会社 愛知県名古屋市中東区高社1-210 代表取締役 筒井和宏ほか11者
- 3 変更年月日 アについては令和5年5月8日、イについては令和4年7月1日ほか
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の住所の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業者を行う者の入退店または代表者等の変更のため
- 5 届出年月日 令和5年9月11日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地

(2) 縦覧期間 令和5年9月29日から令和6年1月29日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和6年1月29日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 西友楽市南草津 草津市野路一丁目6-9

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表取締役 大久保恒夫

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表取締役 大久保恒夫ほか4者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社西友 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号 代表取締役 大久保恒夫

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社西友 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号 代表取締役 大久保恒夫ほか4者

3 変更年月日 令和5年5月8日

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の住所の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業者を行う者の住所の変更のため

5 届出年月日 令和5年9月11日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 令和5年9月29日から令和6年1月29日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和6年1月29日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 西友守山店 守山市勝部一丁目1番25号

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表取締役 大久保恒夫

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏

名 株式会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 代表取締役 大久保恒夫

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社西友 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号 代表取締役 大久保恒夫

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 有限会社はしづめ花苑 京都府京都市南区西九条豊田町24-1 代表取締役 橋爪浩文ほか1者

3 変更年月日 アについては令和5年5月8日、イについては令和5年4月1日ほか

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の住所の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業者を行う者の住所の変更または新規出店のため

5 届出年月日 令和5年9月11日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 縦覧期間 令和5年9月29日から令和6年1月29日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和6年1月29日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

令和5年度前期技能検定合格者公告

令和5年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

1級

| 検定職種 | 作業 | 受検番号 | 技能士番号 | |
|-------|--------------|---------|------------------|------------------|
| 鑄造 | 鑄鉄鑄物鑄造 | A 甲0001 | 23-1-003-25-0001 | |
| | | A 甲0002 | 23-1-003-25-0002 | |
| 金属熱処理 | 一般熱処理 | A 甲0009 | 23-1-005-25-0001 | |
| | | C0002 | 23-1-005-25-0002 | |
| | 浸炭・浸炭窒化・窒化处理 | A 甲0001 | 23-1-005-25-0003 | |
| | | C0001 | 23-1-005-25-0004 | |
| | 高周波・炎熱処理 | A 甲0001 | 23-1-005-25-0005 | |
| | | | | |
| 機械加工 | 普通旋盤 | A 甲0001 | 23-1-006-25-0001 | |
| | | A 甲0002 | 23-1-006-25-0002 | |
| | | A 甲0003 | 23-1-006-25-0003 | |
| | | C0001 | 23-1-006-25-0004 | |
| | | C0004 | 23-1-006-25-0005 | |
| | | D0001 | 23-1-006-25-0006 | |
| | | 数値制御旋盤 | A 甲0003 | 23-1-006-25-0007 |
| | | | C0001 | 23-1-006-25-0008 |
| | | | C0003 | 23-1-006-25-0009 |
| | | | C0004 | 23-1-006-25-0010 |
| | フライス盤 | B0001 | 23-1-006-25-0011 | |
| | | C0009 | 23-1-006-25-0012 | |
| | | D0001 | 23-1-006-25-0013 | |
| | 数値制御フライス盤 | A 甲0001 | 23-1-006-25-0014 | |
| | | C0001 | 23-1-006-25-0015 | |
| | 平面研削盤 | A 甲0001 | 23-1-006-25-0016 | |

| | | | |
|---------|---------------|------------------|------------------|
| | | C0001 | 23-1-006-25-0017 |
| | マシニングセンタ | A 甲0001 | 23-1-006-25-0018 |
| | | A 甲0002 | 23-1-006-25-0019 |
| | | A 甲0003 | 23-1-006-25-0020 |
| | | A 甲0006 | 23-1-006-25-0021 |
| | | A 甲0007 | 23-1-006-25-0022 |
| | | C0002 | 23-1-006-25-0023 |
| | | C0003 | 23-1-006-25-0024 |
| | | C0004 | 23-1-006-25-0025 |
| | | C0005 | 23-1-006-25-0026 |
| | | C0007 | 23-1-006-25-0027 |
| | C0009 | 23-1-006-25-0028 | |
| | C0010 | 23-1-006-25-0029 | |
| 非接触除去加工 | 数値制御彫り放電加工 | B0001 | 23-1-183-25-0001 |
| | ワイヤ放電加工 | A 甲0001 | 23-1-183-25-0002 |
| | | C0001 | 23-1-183-25-0003 |
| | D0001 | 23-1-183-25-0004 | |
| 金属プレス加工 | 金属プレス | A 甲0001 | 23-1-007-25-0001 |
| | | A 甲0002 | 23-1-007-25-0002 |
| | | C0003 | 23-1-007-25-0003 |
| | | C0004 | 23-1-007-25-0004 |
| | | C0005 | 23-1-007-25-0005 |
| 鉄工 | 製缶 | B0001 | 23-1-008-25-0001 |
| | 構造物鉄工作業 | A 甲0001 | 23-1-008-25-0002 |
| | | C0001 | 23-1-008-25-0003 |
| | | C0002 | 23-1-008-25-0004 |
| 建築板金 | 内外装板金 | A 甲0001 | 23-1-122-25-0001 |
| | | A 甲0003 | 23-1-122-25-0002 |
| | | A 甲0004 | 23-1-122-25-0003 |
| | | A 甲0005 | 23-1-122-25-0004 |
| | | A 甲0007 | 23-1-122-25-0005 |
| | | A 甲0008 | 23-1-122-25-0006 |
| | | B0001 | 23-1-122-25-0007 |
| | | C0002 | 23-1-122-25-0008 |
| 仕上げ | 機械組立仕上げ | A 甲0002 | 23-1-012-25-0001 |
| ダイカスト | コールドチャンバダイカスト | A 甲0001 | 23-1-014-25-0001 |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て | B0001 | 23-1-015-25-0001 |
| | | B0002 | 23-1-015-25-0002 |
| | | B0003 | 23-1-015-25-0003 |
| 電気機器組立て | 配電盤・制御盤組立て | C0002 | 23-1-016-25-0001 |
| 建設機械整備 | 建設機械整備 | A 甲0001 | 23-1-068-25-0001 |
| | | C0005 | 23-1-068-25-0002 |
| | | C0006 | 23-1-068-25-0003 |
| | | C0007 | 23-1-068-25-0004 |
| | | C0008 | 23-1-068-25-0005 |
| 建具製作 | 木製建具手加工 | A 甲0001 | 23-1-125-25-0001 |
| 印刷 | オフセット印刷 | A 甲0001 | 23-1-035-25-0001 |
| | | C0001 | 23-1-035-25-0002 |

| | | | |
|----------|---------------|---------|------------------|
| プラスチック成形 | 射出成形 | A 甲0005 | 23-1-037-25-0001 |
| | | C0006 | 23-1-037-25-0002 |
| | | C0013 | 23-1-037-25-0003 |
| | | C0018 | 23-1-037-25-0004 |
| | | C0020 | 23-1-037-25-0005 |
| | | C0022 | 23-1-037-25-0006 |
| | | C0023 | 23-1-037-25-0007 |
| | | 真空成形 | A 甲0001 |
| とび | とび | B0001 | 23-1-040-25-0001 |
| | | B0002 | 23-1-040-25-0002 |
| 左官 | 左官 | A 甲0001 | 23-1-041-25-0001 |
| | | B0001 | 23-1-041-25-0002 |
| | | B0003 | 23-1-041-25-0003 |
| 防水施工 | アクリルゴム系塗膜防水工事 | B0001 | 23-1-086-25-0001 |
| | | C0001 | 23-1-086-25-0002 |
| | シーリング防水工事 | A 甲0001 | 23-1-086-25-0003 |
| | | A 甲0002 | 23-1-086-25-0004 |
| 内装仕上げ施工 | プラスチック系床仕上げ工事 | C0001 | 23-1-152-25-0001 |
| | | C0002 | 23-1-152-25-0002 |
| 熱絶縁施工 | 保温保冷工事 | A 甲0003 | 23-1-049-25-0001 |
| | | A 甲0005 | 23-1-049-25-0002 |
| | | C0001 | 23-1-049-25-0003 |
| | | C0002 | 23-1-049-25-0004 |
| | | C0003 | 23-1-049-25-0005 |
| | | C0004 | 23-1-049-25-0006 |
| 化学分析 | 化学分析 | C0001 | 23-1-056-25-0001 |
| | | C0002 | 23-1-056-25-0002 |
| 塗装 | 建築塗装 | C0001 | 23-1-060-25-0001 |
| | 金属塗装 | A 甲0001 | 23-1-060-25-0002 |
| | | A 甲0005 | 23-1-060-25-0003 |
| | | B0002 | 23-1-060-25-0004 |
| | | B0003 | 23-1-060-25-0005 |
| | | C0001 | 23-1-060-25-0006 |
| フラワー装飾 | フラワー装飾 | A 甲0002 | 23-1-119-25-0001 |

2級

| 検定職種 | 作業 | 受検番号 | 技能士番号 |
|------|------|---------|------------------|
| 造園 | 造園工事 | A 甲0003 | 23-2-062-25-0001 |
| | | A 甲0006 | 23-2-062-25-0002 |
| | | A 甲0007 | 23-2-062-25-0003 |
| | | A 甲0008 | 23-2-062-25-0004 |
| | | A 甲0011 | 23-2-062-25-0005 |
| | | A 甲0012 | 23-2-062-25-0006 |
| | | A 甲0014 | 23-2-062-25-0007 |
| | | A 甲0015 | 23-2-062-25-0008 |
| | | A 甲0017 | 23-2-062-25-0009 |
| | | A 甲0018 | 23-2-062-25-0010 |
| | | B0001 | 23-2-062-25-0011 |
| | | C0002 | 23-2-062-25-0012 |

| | | | | |
|-------|----------|------------------|------------------|------------------|
| | | C0003 | 23-2-062-25-0013 | |
| 鑄造 | 鑄鉄鑄物鑄造 | A 甲0001 | 23-2-003-25-0001 | |
| | | A 甲0002 | 23-2-003-25-0002 | |
| | | A 甲0003 | 23-2-003-25-0003 | |
| | | A 甲0004 | 23-2-003-25-0004 | |
| | | A 甲0005 | 23-2-003-25-0005 | |
| | | B0001 | 23-2-003-25-0006 | |
| | | C0001 | 23-2-003-25-0007 | |
| 金属熱処理 | 一般熱処理 | A 甲0003 | 23-2-005-25-0001 | |
| | | A 甲0004 | 23-2-005-25-0002 | |
| | | A 甲0006 | 23-2-005-25-0003 | |
| | | A 甲0008 | 23-2-005-25-0004 | |
| | | A 甲0013 | 23-2-005-25-0005 | |
| | | A 甲0014 | 23-2-005-25-0006 | |
| | | A 甲0016 | 23-2-005-25-0007 | |
| | | A 甲0017 | 23-2-005-25-0008 | |
| | | A 甲0019 | 23-2-005-25-0009 | |
| | | A 甲0020 | 23-2-005-25-0010 | |
| | | A 甲0021 | 23-2-005-25-0011 | |
| | | B0002 | 23-2-005-25-0012 | |
| | | B0003 | 23-2-005-25-0013 | |
| | | C0001 | 23-2-005-25-0014 | |
| | | C0003 | 23-2-005-25-0015 | |
| | | 浸炭・浸炭窒化・窒化处理 | A 甲0001 | 23-2-005-25-0016 |
| | | | A 甲0002 | 23-2-005-25-0017 |
| | A 甲0003 | | 23-2-005-25-0018 | |
| | B0002 | | 23-2-005-25-0019 | |
| | C0001 | | 23-2-005-25-0020 | |
| | C0002 | | 23-2-005-25-0021 | |
| | 高周波・炎熱処理 | C0003 | 23-2-005-25-0022 | |
| | | A 甲0002 | 23-2-005-25-0023 | |
| | | A 甲0003 | 23-2-005-25-0024 | |
| | | A 甲0004 | 23-2-005-25-0025 | |
| | | A 甲0006 | 23-2-005-25-0026 | |
| | | A 甲0007 | 23-2-005-25-0027 | |
| | | A 甲0008 | 23-2-005-25-0028 | |
| | | A 甲0009 | 23-2-005-25-0029 | |
| | | A 甲0012 | 23-2-005-25-0030 | |
| | | A 甲0013 | 23-2-005-25-0031 | |
| C0001 | | 23-2-005-25-0032 | | |
| 機械加工 | 普通旋盤 | A 甲0002 | 23-2-006-25-0001 | |
| | | A 甲0003 | 23-2-006-25-0002 | |
| | | A 甲0004 | 23-2-006-25-0003 | |
| | | A 甲0005 | 23-2-006-25-0004 | |
| | | A 甲0007 | 23-2-006-25-0005 | |
| | | A 甲0008 | 23-2-006-25-0006 | |
| | | A 甲0009 | 23-2-006-25-0007 | |
| | | A 甲0010 | 23-2-006-25-0008 | |

| | | |
|-----------|---------|------------------|
| | A 甲0011 | 23-2-006-25-0009 |
| | A 甲0015 | 23-2-006-25-0010 |
| | A 甲0016 | 23-2-006-25-0011 |
| | B0001 | 23-2-006-25-0012 |
| | B0002 | 23-2-006-25-0013 |
| | C0001 | 23-2-006-25-0014 |
| | C0002 | 23-2-006-25-0015 |
| | C0003 | 23-2-006-25-0016 |
| | C0005 | 23-2-006-25-0017 |
| | C0006 | 23-2-006-25-0018 |
| 数値制御旋盤 | A 甲0002 | 23-2-006-25-0019 |
| | A 甲0006 | 23-2-006-25-0020 |
| | A 甲0007 | 23-2-006-25-0021 |
| | A 甲0008 | 23-2-006-25-0022 |
| | A 甲0009 | 23-2-006-25-0023 |
| | A 甲0010 | 23-2-006-25-0024 |
| | A 甲0013 | 23-2-006-25-0025 |
| | A 甲0015 | 23-2-006-25-0026 |
| | C0002 | 23-2-006-25-0027 |
| フライス盤 | A 甲0005 | 23-2-006-25-0028 |
| | B0001 | 23-2-006-25-0029 |
| | C0002 | 23-2-006-25-0030 |
| | C0004 | 23-2-006-25-0031 |
| | C0005 | 23-2-006-25-0032 |
| | C0006 | 23-2-006-25-0033 |
| 数値制御フライス盤 | A 甲0001 | 23-2-006-25-0034 |
| | A 甲0002 | 23-2-006-25-0035 |
| | A 甲0004 | 23-2-006-25-0036 |
| | A 甲0005 | 23-2-006-25-0037 |
| | A 甲0006 | 23-2-006-25-0038 |
| | C0001 | 23-2-006-25-0039 |
| | C0003 | 23-2-006-25-0040 |
| 平面研削盤 | A 甲0003 | 23-2-006-25-0041 |
| | C0001 | 23-2-006-25-0042 |
| | C0002 | 23-2-006-25-0043 |
| 円筒研削盤 | A 甲0001 | 23-2-006-25-0044 |
| | C0001 | 23-2-006-25-0045 |
| マシニングセンタ | A 甲0002 | 23-2-006-25-0046 |
| | A 甲0003 | 23-2-006-25-0047 |
| | A 甲0004 | 23-2-006-25-0048 |
| | A 甲0005 | 23-2-006-25-0049 |
| | A 甲0008 | 23-2-006-25-0050 |
| | B0001 | 23-2-006-25-0051 |
| | B0002 | 23-2-006-25-0052 |
| | C0003 | 23-2-006-25-0053 |
| | C0005 | 23-2-006-25-0054 |
| | C0007 | 23-2-006-25-0055 |
| | C0008 | 23-2-006-25-0056 |

| | | | |
|----------|---------------|---------|------------------|
| | | C0009 | 23-2-006-25-0057 |
| | | C0010 | 23-2-006-25-0058 |
| 非接触除去加工 | ワイヤ放電加工 | A 甲0001 | 23-2-183-25-0001 |
| | | B0001 | 23-2-183-25-0002 |
| 金属プレス加工 | 金属プレス | A 甲0012 | 23-2-007-25-0001 |
| | | A 甲0014 | 23-2-007-25-0002 |
| | | B0001 | 23-2-007-25-0003 |
| | | C0005 | 23-2-007-25-0004 |
| | | C0007 | 23-2-007-25-0005 |
| | | C0009 | 23-2-007-25-0006 |
| 鉄工 | 構造物鉄工 | A 甲0002 | 23-2-008-25-0001 |
| | | C0003 | 23-2-008-25-0002 |
| 建築板金 | 内外装板金作業 | C0002 | 23-2-122-25-0001 |
| | | C0003 | 23-2-122-25-0002 |
| | | C0004 | 23-2-122-25-0003 |
| | | C0005 | 23-2-122-25-0004 |
| | | C0007 | 23-2-122-25-0005 |
| 工場板金 | 曲げ板金 | A 甲0001 | 23-2-123-25-0001 |
| 仕上げ | 治工具仕上げ | A 甲0001 | 23-2-012-25-0001 |
| | | A 甲0004 | 23-2-012-25-0002 |
| | | A 甲0005 | 23-2-012-25-0003 |
| | | C0002 | 23-2-012-25-0004 |
| | 機械組立仕上げ | A 甲0001 | 23-2-012-25-0005 |
| | | A 甲0004 | 23-2-012-25-0006 |
| | | A 甲0006 | 23-2-012-25-0007 |
| | | B0001 | 23-2-012-25-0008 |
| | | C0002 | 23-2-012-25-0009 |
| | | C0003 | 23-2-012-25-0010 |
| | | C0004 | 23-2-012-25-0011 |
| ダイカスト | コールドチャンバダイカスト | A 甲0001 | 23-2-014-25-0001 |
| | | B0001 | 23-2-014-25-0002 |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て | A 甲0004 | 23-2-015-25-0001 |
| | | A 甲0007 | 23-2-015-25-0002 |
| | | B0003 | 23-2-015-25-0003 |
| 電気機器組立て | 配電盤・制御盤組立て | B0001 | 23-2-016-25-0001 |
| | | C0006 | 23-2-016-25-0002 |
| 建設機械整備 | 建設機械整備 | A 甲0002 | 23-2-068-25-0001 |
| | | A 甲0004 | 23-2-068-25-0002 |
| 婦人子供服製造 | 婦人子供注文服製作 | A 甲0002 | 23-2-025-25-0001 |
| | | A 甲0003 | 23-2-025-25-0002 |
| | | A 甲0007 | 23-2-025-25-0003 |
| | | A 甲0009 | 23-2-025-25-0004 |
| | | A 甲0010 | 23-2-025-25-0005 |
| プラスチック成形 | 射出成形 | A 甲0001 | 23-2-037-25-0001 |
| | | A 甲0002 | 23-2-037-25-0002 |
| | | A 甲0003 | 23-2-037-25-0003 |
| | | A 甲0004 | 23-2-037-25-0004 |
| | | A 甲0005 | 23-2-037-25-0005 |

| | | | |
|------------|---------------|---------|------------------|
| | | A 甲0013 | 23-2-037-25-0006 |
| | | A 甲0017 | 23-2-037-25-0007 |
| | | A 甲0021 | 23-2-037-25-0008 |
| | | A 甲0031 | 23-2-037-25-0009 |
| | | B0001 | 23-2-037-25-0010 |
| | | C0006 | 23-2-037-25-0011 |
| | | C0010 | 23-2-037-25-0012 |
| | | C0013 | 23-2-037-25-0013 |
| | | C0021 | 23-2-037-25-0014 |
| | | C0022 | 23-2-037-25-0015 |
| | 真空成形 | A 甲0003 | 23-2-037-25-0016 |
| | | A 甲0008 | 23-2-037-25-0017 |
| 強化プラスチック成形 | 手積み積層成形 | A 甲0001 | 23-2-098-25-0001 |
| | | A 甲0002 | 23-2-098-25-0002 |
| | | B0001 | 23-2-098-25-0003 |
| 石材施工 | 石張り | C0002 | 23-2-150-25-0001 |
| 左官 | 左官 | C0001 | 23-2-041-25-0001 |
| 内装仕上げ施工 | プラスチック系床仕上げ工事 | A 甲0001 | 23-2-152-25-0001 |
| 化学分析 | 化学分析 | A 甲0001 | 23-2-056-25-0001 |
| | | A 甲0002 | 23-2-056-25-0002 |
| | | A 甲0003 | 23-2-056-25-0003 |
| | | A 甲0004 | 23-2-056-25-0004 |
| | | A 甲0005 | 23-2-056-25-0005 |
| | | A 甲0006 | 23-2-056-25-0006 |
| 塗装 | 建築塗装 | C0001 | 23-2-060-25-0001 |
| | 金属塗装 | A 甲0001 | 23-2-060-25-0002 |
| | | A 甲0003 | 23-2-060-25-0003 |
| | | A 甲0004 | 23-2-060-25-0004 |
| | | A 甲0005 | 23-2-060-25-0005 |
| 機械・プラント製図 | 機械製図CAD | D0001 | 23-2-052-25-0001 |

3級

| 検定職種 | 作業 | 受検番号 | 技能士番号 |
|-------|--------------|---------|------------------|
| 金属熱処理 | 一般熱処理 | A 甲0001 | 23-3-005-25-0001 |
| | | B0001 | 23-3-005-25-0002 |
| | 浸炭・浸炭窒化・窒化处理 | A 甲0001 | 23-3-005-25-0003 |
| | 高周波・炎熱処理 | A 甲0001 | 23-3-005-25-0004 |

単一等級

| 検定職種 | 作業 | 受検番号 | 技能士番号 |
|------|------|---------|------------------|
| 産業洗浄 | 高压洗浄 | A 甲0001 | 23-単-159-25-0001 |
| | | A 甲0002 | 23-単-159-25-0002 |
| | | A 甲0004 | 23-単-159-25-0003 |
| | | A 甲0005 | 23-単-159-25-0004 |
| | | A 甲0006 | 23-単-159-25-0005 |
| | | B0002 | 23-単-159-25-0006 |

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 基本測量(航空重力測量)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の終了日 令和5年7月31日

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長 若公 崇敏から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測深)
- 2 作業の地域 野洲川流域(湖南市、栗東市、野洲市、守山市)
- 3 作業の期間 令和5年9月25日から令和6年2月29日まで

都市計画面縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の規定に基づき湖東都市計画道路を次のとおり決定しようとするので、同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 都市計画の種類 湖東都市計画道路 3・3・1号 びわこ東部幹線
- 2 都市計画を定める土地の区域 東近江市南清水町から愛知郡愛荘町島川まで、愛知郡愛荘町目加田から愛知郡愛荘町西出まで
- 3 都市計画の案の縦覧場所
滋賀県土木交通部都市計画課(大津市京町四丁目1番1号)
東近江市都市整備部都市計画課(東近江市八日市緑町10番5号)
愛荘町役場建設・下水道課(愛知郡愛荘町安孫子825番地)
なお、令和5年9月29日から令和5年10月30日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/304888.html>)でも閲覧することができる。
- 4 縦覧期間 令和5年9月29日から令和5年10月30日までの各縦覧場所における執務時間内
- 5 意見書の提出
 - (1) 上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、(2)の方法により滋賀県知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書の提出方法 令和5年9月29日から令和5年11月14日までの間に滋賀県土木交通部都市計画課都市計画係(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)宛てに意見書を郵送(必着)または持参により提出すること。なお、縦覧期間中であれば、3に規定する縦覧場所でも提出することができる。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/304888.html>)からダウンロードすることができる。

都市計画面縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の規定に基づき豊郷甲良都市計画道路を次のとおり決定しようとするので、同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 都市計画の種類 豊郷甲良都市計画道路 3・3・1号 びわこ東部幹線
- 2 都市計画を定める土地の区域 犬上郡豊郷町吉田、犬上郡豊郷町八町から犬上郡甲良町小川原まで
- 3 都市計画の案の縦覧場所
滋賀県土木交通部都市計画課(大津市京町四丁目1番1号)
豊郷町企画振興課(犬上郡豊郷町石畑375番地)
甲良町建設水道課(犬上郡甲良町在土353-1)
なお、令和5年9月29日から令和5年10月30日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/304888.html>)でも閲覧することができる。

4 縦覧期間 令和5年9月29日から令和5年10月30日までの各縦覧場所における執務時間内

5 意見書の提出

- (1) 上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、(2)の方法により滋賀県知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書の提出方法 令和5年9月29日から令和5年11月14日までの間に滋賀県土木交通部都市計画課都市計画係(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)宛てに意見書を郵送(必着)または持参により提出すること。なお、縦覧期間中であれば、3に規定する縦覧場所でも提出することができる。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/304888.html>)からダウンロードすることができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき彦根長浜都市計画道路を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 彦根長浜都市計画道路 3・3・1号 彦根長浜幹線、3・3・7号 びわこ東部幹線、3・5・202号 山田敏満寺線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 犬上郡多賀町土田から彦根市佐和山町まで(3・3・1号 彦根長浜幹線)、犬上郡多賀町敏満寺から彦根市佐和山町まで(3・3・7号 びわこ東部幹線)、犬上郡多賀町中川原から犬上郡多賀町敏満寺まで(3・5・202号 山田敏満寺線)
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 3・3・1号 彦根長浜幹線
滋賀県土木交通部都市計画課(大津市京町四丁目1番1号)
彦根市都市政策部都市計画課(彦根市元町4番2号)
米原市まち整備部都市計画課(米原市米原1016)
多賀町企画課(犬上郡多賀町多賀324)
 - (2) 3・3・7号 びわこ東部幹線
滋賀県土木交通部都市計画課(大津市京町四丁目1番1号)
彦根市都市政策部都市計画課(彦根市元町4番2号)
多賀町企画課(犬上郡多賀町多賀324)
 - (3) 3・5・202号 山田敏満寺線
滋賀県土木交通部都市計画課(大津市京町四丁目1番1号)
多賀町企画課(犬上郡多賀町多賀324)

なお、令和5年9月29日から令和5年10月30日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/304888.html>)でも閲覧することができる。

4 縦覧期間 令和5年9月29日から令和5年10月30日までの各縦覧場所における執務時間内

5 意見書の提出

- (1) 上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、(2)の方法により滋賀県知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書の提出方法 令和5年9月29日から令和5年11月14日までの間に滋賀県土木交通部都市計画課都市計画係(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)宛てに意見書を郵送(必着)または持参により提出すること。なお、縦覧期間中であれば、3に規定する縦覧場所でも提出することができる。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/304888.html>)からダウンロードすることができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき近江八幡八日市都市計画道路を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 近江八幡八日市都市計画道路 3・3・4号 びわこ東部幹線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 近江八幡市安土町石寺から東近江市南清水町まで
- 3 都市計画の案の縦覧場所
滋賀県土木交通部都市計画課(大津市京町四丁目1番1号)
近江八幡市都市整備部都市計画課(近江八幡市安土町小中1番地8)
東近江市都市整備部都市計画課(東近江市八日市緑町10番5号)
なお、令和5年9月29日から令和5年10月30日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/304888.html>)でも閲覧することができる。
- 4 縦覧期間 令和5年9月29日から令和5年10月30日までの各縦覧場所における執務時間内
- 5 意見書の提出
 - (1) 上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、(2)の方法により滋賀県知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書の提出方法 令和5年9月29日から令和5年11月14日までの間に滋賀県土木交通部都市計画課都市計画係(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)宛てに意見書を郵送(必着)または持参により提出すること。なお、縦覧期間中であれば、3に規定する縦覧場所でも提出することができる。意見書の様式は、各縦覧場所に備えてあるほか、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/304888.html>)からダウンロードすることができる。

----- 大津湖南都市計画道路事業の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき令和5年9月14日付け近畿地方整備局告示第130号で近畿地方整備局長の認可を受けた大津湖南都市計画道路事業を同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画道路事業3・4・46号比叡辻日吉線および大津湖南都市計画道路事業3・3・22号浜大津堅田線
- 2 施行者の名称 滋賀県
- 3 事務所の所在地 大津市松本一丁目2-1 滋賀県大津土木事務所
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 大津市下阪本六丁目および坂本七丁目地内
 - (2) 使用の部分 大津市下阪本六丁目地内

----- 環境影響評価準備書の縦覧公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第14条第1項および第15条の規定に基づき、国道8号 彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書を作成し、滋賀県知事、東近江市長、近江八幡市長、彦根市長、愛荘町長、豊郷町長、甲良町長および多賀町長に送付しましたので、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第16条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価準備書および要約書を縦覧に供します。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者の名称 滋賀県
- 2 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 見坂茂範 大阪府大阪市中央区大手前三丁目1番41号
- 3 都市計画対象道路事業の名称等
 - (1) 名称 国道8号 彦根～東近江(仮称)
 - (2) 種類 法第2条第2項第1号イに規定する一般国道の改築の事業
 - (3) 規模 延長約23km、4車線道路
- 4 都市計画対象道路事業が実施されるべき区域 東近江市、近江八幡市、彦根市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町および犬上郡多賀町
- 5 都市計画対象道路事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 東近江市、近江八幡市、彦根市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町および犬上郡多賀町
- 6 環境影響評価準備書および要約書の縦覧場所

国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所計画課(大津市竜が丘4番5号)
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県東近江環境事務所(東近江市八日市緑町7番23号)
滋賀県湖東環境事務所(彦根市元町4番1号)
東近江市都市整備部広域事業推進課(東近江市八日市緑町10番5号)
近江八幡市都市整備部国・県事業推進室(近江八幡市安土町小中1番地8)
彦根市都市政策部都市計画課(彦根市元町4番2号)
愛荘町建設・下水道課(愛知郡愛荘町安孫子825番地)
愛荘町くらし安全環境課(愛知郡愛荘町愛知川72番地)
豊郷町企画振興課(犬上郡豊郷町石畑375番地)
甲良町建設水道課(犬上郡甲良町大字在土353番地1)
多賀町地域整備課(犬上郡多賀町多賀324番地)

なお、令和5年9月29日から令和5年10月30日までの間、滋賀県のホームページでも電子縦覧を行います。

7 環境影響評価準備書および要約書の縦覧の期間および時間 令和5年9月29日から令和5年10月30日までの各縦覧場所における執務時間内

8 意見書の提出

- (1) 当該環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見を(2)の方法により提出することができます。
- (2) 意見書の提出方法 令和5年9月29日から令和5年11月14日までの間に滋賀県土木交通部都市計画課都市計画係(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)宛てに意見書を郵送(必着)または持参、もしくは電子メール(ha0603@pref.shiga.lg.jp)により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、6に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/>「国道8号彦根～東近江(仮称)の環境影響評価準備書等の縦覧について」)からダウンロードすることができます。

9 この公告で示した事項に係る問合せ先

環境影響評価準備書および要約書の縦覧に関すること 滋賀県土木交通部都市計画課 電話 077-528-4182
都市計画対象道路事業に関すること 滋賀県土木交通部道路整備課 電話 077-528-4142

環境影響評価準備書に係る説明会開催の公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第17条第1項の規定に基づき、国道8号彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書について説明会を開催しますので、同条第2項において準用する法第7条の2第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者の名称 滋賀県
- 2 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 見坂茂範 大阪府大阪府中央区大手前三丁目1番41号
- 3 都市計画対象道路事業の名称等
 - (1) 名称 国道8号彦根～東近江(仮称)
 - (2) 種類 法第2条第2項第1号イに規定する一般国道の改築の事業
 - (3) 規模 延長約23km、4車線道路
- 4 都市計画対象道路事業が実施されるべき区域 東近江市、近江八幡市、彦根市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町および犬上郡多賀町
- 5 都市計画対象道路事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 東近江市、近江八幡市、彦根市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町および犬上郡多賀町
- 6 説明会を開催する日時および場所
 - 令和5年10月21日(土) 甲良町公民館2F多目的ホール(犬上郡甲良町大字在土350番地)
 - 令和5年10月23日(月) 豊郷町地域総合センター豊郷町隣保館(犬上郡豊郷町安食南299-1)
 - 令和5年10月24日(火) ハーティーセンター秦荘中ホール(愛知郡愛荘町安孫子822番地)
 - 令和5年10月25日(水) 多賀町中央公民館(多賀結いの森) ささゆりホール(犬上郡多賀町久徳160-2)
 - 令和5年10月26日(木) 鳥居本地区公民館1階大会議室(彦根市鳥居本町1491番地6)

令和5年10月27日(金) 老蘇コミュニティセンター1階多目的ホール(近江八幡市安土町東老蘇1136番地1)

令和5年10月28日(土) 東近江市立五個荘コミュニティセンター2階大会議室(東近江市五個荘小幡町318番地)

※ 開催時間について、10月21日は10時から12時まで、10月23日、10月24日、10月25日、10月26日、10月27日は19時から21時まで、10月28日は14時から16時までとします。

※ 開催30分前から受付を開始します。

※ 事前申込みは不要です。

7 この公告で示した事項に係る問合せ先 滋賀県土木交通部都市計画課 電話 077-528-4182

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 放射電磁界測定システム 一式
2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3793
3 落札者を決定した日 令和5年8月28日(月)
4 落札者の氏名および住所 国華電機株式会社滋賀営業所 所長 細川浩治 草津市南草津3-1-2-101
5 落札金額 44,605,000円(税込)
6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年8月1日(火)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年9月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 ワイヤレスコネクティビティテストセット 一式
2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3793
3 落札者を決定した日 令和5年8月28日(月)
4 落札者の氏名および住所 日本電計株式会社滋賀営業所 所長 梅村庄栄 栗東市縹3-4-5
5 落札金額 34,650,000円(税込)
6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年8月1日(火)

公安委員会規則

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉英

滋賀県公安委員会規則第15号

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則(平成16年滋賀県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表警備業法(昭和47年法律第117号)の項の前に次のように加える。

遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)

第26条、第28条第2項および第3項(第1号イおよび第2号イを除く。)、第31条第1項、第32条、第33条第1項、

第41条

別表滋賀県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(平成17年滋賀県公安委員会規則第21号)の項を削る。

付則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

病院事業庁規程

滋賀県病院事業庁規程第15号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。令和5年9月29日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

付則第14項(見出しを含む。)中「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」に改める。

付則第15項中「掲げる会計年度任用職員」の右に「(病院事業庁長が別に定める職員を除く。)」を加え、「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」に改める。

付則第23項第1号中「8,800円」を「9,800円」に改める。

付則第26項中「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和5年10月1日から令和6年3月31日まで」に、「4,600円」を「4,400円」に、「8,600円」を「8,300円」に、「3,900円」を「3,800円」に改める。

付則

この規程中付則第23項第1号および第26項の改正規定は令和5年10月1日から、付則第14項(見出しを含む。)および第15項の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第16号

滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)の一部を次のように改正する。令和5年9月29日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

別記様式第17号中 「源泉徴収」を 「源泉徴収 インボイス登録」に改める。
「要・否」を 「要・否 有・無」

別記様式第18号中 「平成 年度」を 「年度」に、

「平成 年 月 日」を 「年 月 日」に、

「企業出納員」主任 「年月日」を

「企業出納員」主任 「年月日」 「インボイス登録 有・無」に改める。

別記様式第19号中

「企業出納員」主任 「年月日」を

「企業出納員」主任 「年月日」 「インボイス登録 有・無」に改める。

付則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

